

小 型 空 調 契 約
(選 択 約 款)

2 0 2 6 年 1 1 月 1 日 実 施

大 東 ガ ス 株 式 会 社

小型空調契約

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 名義の変更	5
10. 契約の変更又は解約	5
11. その他	5
付 則	6
1. この選択約款の実施期日	6
2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置	6
(別 表)	7
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	7
2. 料金表（小型空調契約）	8

1. 目 的

この選択約款は、小型空調機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ、お客さまに経済性・快適性・環境性に優れた天然ガスをご利用いただくことにより、天然ガスの普及促進とお客さまサービスの向上に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の選択約款等によるものとし、(2) および (3) に従ってお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、一般ガス供給約款による他、次のとおりといたします。

(1) 「空調機器」… エネルギー源として都市ガスを使用する空調用熱源機をいいます。

(2) 「小型空調機器」… 空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力 105.5 kW (30 U.S. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。

- (3)「最大需要期」… 12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (4)「その他期」… 4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいいます。
- (5)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7)「単位料金」… 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 小型空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置すること。
- (3) 当社が(1)から(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、契約開始の日(以下「契約開始日」といいます。)を定めていただき、当社が定める契約書を用いて、当社と契約を締結していただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) この選択約款の適用開始日は、原則として、契約成立日以降、最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日といたします。
- (4) 当社は、この選択約款の契約成立日から1年に満たずに解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のガス供給契約の解約日又は変更日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による解約又は変更の場合は、この限りではありません((5)において同じ)。
- (5) 当社は、この選択約款の契約成立日から1年に満たずに他のガス供給契約(一般ガス供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における小型空調機器専用ガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(1)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
- ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。
 - ② クレジットカード払いにより料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にクレジットカード会社から当社に対する立替払いの承認がされた場合。
 - ③ 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、翌月以降にお支払いいただきます。
- (6) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合に、翌月以降の料金と同時に支払いただきます。
- (7) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

56,160円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9088 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0987$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社、供給保安センター及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づく契約に関係がある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2 (1) によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものいたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。なお、4 の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。
- (5) 転出や一時不使用等でガスの使用を解約し、移転先や同一場所でガス使用を開始する場合は、改めて申し込みをしていただきます。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。なお、一般ガス供給約款7 (3)、36 (1) ②及び37 (1) ②については、すでに消滅しているものを含むこの選択約款に基づく契約を含んで適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、２０２６年１１月１日から実施いたします。

2. 料金の適用開始時期について

この約款に基づく料金は、２０２６年１１月計量日以降に算定されるガス料金から適用いたします。なお、２０２６年１１月１日から２０２６年１１月３０日の間で実施される定例検針及びガスの供給を停止した場合は旧約款を適用します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考) 上記(1)から(2)の算定式は以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{早収料金} &= \text{基本料金} \\ &\quad + \text{単位料金} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金

の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(４) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

２．料金表（小型空調契約）

(１) 適用区分

料金表Ａ 使用量が０立方メートルから６０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ 使用量が６０立方メートルを超え、１００立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が１００立方メートルを超える場合に適用いたします。

(２) 料金表

① 料金表Ａ

a．基本料金

１ か 月 に つ き	2, 0 9 7 . 6 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------------

b．基準単位料金

そ の 他 期	1 立方メートルにつき	9 0 . 9 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
最大需要期	1 立方メートルにつき	1 0 6 . 3 1 円 (消費税等相当額を含みます。)

c．調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1 か 月 に つ き	2, 3 6 1. 6 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------------

b. 基準単位料金

そ の 他 期	1 立方メートルにつき	8 6. 5 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
最大需要期	1 立方メートルにつき	1 0 1. 9 1 円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1 か 月 に つ き	3, 0 2 1. 6 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------------

b. 基準単位料金

そ の 他 期	1 立方メートルにつき	7 9. 9 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
最大需要期	1 立方メートルにつき	9 5. 3 1 円 (消費税等相当額を含みます。)

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。